

別添

新たな工賃向上プラン実現加速化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、新たな工賃向上プラン実現加速化事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県が作成する工賃向上計画における「魅力ある就労B型実現目標」を実現するため、県内にB型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2項に規定する就労継続支援B型（同サービスを含む多機能型事業を含む。）を行う事業所をいう。以下同じ。）を有する就労継続支援事業者（B型事業所を運営する法人をいう。以下同じ。）のB型事業所利用者の就労時間の増加及び満足度の向上のための取組を支援し、当該事業所の工賃水準の向上を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う県内にB型事業所を有する就労継続支援事業者に対し、当該事業者が運営する県内のB型事業所ごとに別表の第1欄に掲げる各事業について1回に限り、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費のうち、次の条件の全てに合致する経費（交付決定日が属する年度中の交付決定日より前に支払った経費であって鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長（以下「障がい福祉課長」という。）が補助対象事業に適合すると認める経費を含む。以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）以下とし、20万円を上限とする。なお、特定非営利活動法人鳥取県障がい者就労事業振興センターが行う専門家派遣事業を活用した場合は3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）以下とし、30万円を上限とする。

なお、補助事業の実施により収益が発生する場合、補助対象経費からその収益分を除かず、利用者の工賃に充当するものとする。

(1) 訓練等給付費で加算される事項に係る経費に該当しないこと。

(2) 工事請負費は、県内事業者が施工を行ったものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と障がい福祉課長が認めた場合については、この限りでない。

(3) 委託費は、県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と障がい福祉課長が認めた場合については、この限りでない。

3 補助事業におけるB型事業所の利用者に係る経費のうち、B型事業所の利用者以外の者に係る経費については、当該補助事業がB型事業所の利用者以外の者と一体的に活動するものである場合に限り補助対象経費に含めることができる。

4 本補助金とは別に同種又は同目的の補助金等を受けている又は受ける予定である事業については補助対象外とする。

5 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、事業に着手する日の30日前の日までに行わなければならない。ただし、やむを得ない事情で30日前までの交付申請が困難と障がい福祉課長が認めた場合については、この限りでない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2

項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に2分の1又は3分の2を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）前条第1項で交付決定のあった補助金の増額を伴うもの。

（2）前条第1項の交付決定に係る交付申請書に記載した補助事業の目的を変更するもの。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月25日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月25日から施行し、同日から適用する。ただし、令和6年度事業においては、第4条第1項中「30日前の日」とあるのは「30日前の日（やむを得ない事情により同日までに申請することが困難と障がい福祉課長が認めた場合については障がい福祉課長が指定する日）」と読み替える。

附 則

この要綱は、令和8年3月25日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費
①利用者の負担軽減のための環境整備事業	障がいの特性又は作業内容を踏まえた利用者の負担軽減のための物品の購入及び設備の整備に要する経費（利用者が作業に従事しているときに使用するものに限る。）
②工賃向上に係る生産性向上事業	作業工程の効率化のための専門家の招へい、治具（※）開発及びその導入、その他工賃向上に係る生産性向上に資する物品の購入及び設備の整備に要する経費
③文化活動等による利用者の就労意欲の向上事業	スポーツ、芸術活動などの文化活動（指導者の招へい及び活動に要する物品の購入等）、事業所全体の満足度向上に資する取組（例：季節ごとのイベント（遠足、お花見、クリスマス会など）、事業所間の交流活動・研修活動に要する経費
④支援員の支援能力向上事業	支援員の支援能力を向上させるための研修・講演会等への参加に要する経費、先進的取組を行っている就労継続支援事業者等への視察に要する経費及び支援員の支援能力を向上させるための研修・講演会等の実施に要する経費及び合同で研修会を行うなど事業所間の交流に要する経費
⑤商品販売促進事業	広告費やイベント出店等の事業所商品の販売促進に要する経費
⑥その他事業	その他、就労時間の増加、満足度の向上及び工賃向上に係る経費 ※利用者への金品等の直接給付は除く。

※「治具」とは、加工、組立、検査などの際に、位置決め、案内、固定などをして作業の安定性、安全性、効率性を高めるための補助具をいう。

〇〇年度新たな工賃向上プラン実現加速化事業計画（報告）書

【事業所名： 】

※複数の事業を実施する場合は事業区分ごとに別葉で作成してください。

事業区分	①利用者の負担軽減のための環境整備事業 ②工賃向上に係る生産性向上事業 ③文化活動等による利用者の就労意欲の向上事業 ④支援員の支援能力向上事業 ⑤商品販売促進事業 ⑥その他事業
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業の目的・取組内容	[事業の目的・取組内容]
	[スケジュール（事業実施結果）]
他の補助金の活用の有無（※1）	（ 有 ・ 無 ） （補助金の名称） （事業内容） （問合せ先）
消費税の取扱い（※2）	一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者
過去の補助金活用実績（※3）	新たな工賃向上プラン実現加速化事業補助金活用実績（有 ・ 無） 有の場合 → 交付年度：令和 年度 ※補助事業内容が建物に係る建設工事以外の場合、以下の記載は不要 その他補助金活用実績（有 ・ 無）

※1 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

※2 仕入控除税額を補助対象経費に含めることができる補助事業以外の場合については記載不要です。

※3 過去に本補助金を活用したことがある場合は、交付決定年度を記載してください。また、補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載してください。

様

職 氏 名

〇〇年度新たな工賃向上プラン実現加速化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった新たな工賃向上プラン実現加速化事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「〇〇〇〇事業」とし、その内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、新たな工賃向上プラン実現加速化事業補助金交付要綱（令和6年7月25日付第202400104554号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

住 所
申請者 氏名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

〇〇年度新たな工賃向上プラン実現加速化事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあつた新たな工賃向上プラン実現加速化事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | |
|---|---|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額 | | |
| | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | | |
| | 金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | | |
| | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） | | |
| | 金 | 円 |
| 5 添付資料 | | |
| (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類 | | |
| (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し） | | |
| (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し） | | |

様式第4号 別紙 (第7条関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
		課税売上対応分	非課税売上対応分	共通対応分		
経費の内訳						

(2) 課税売上割合 ○○%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法